

旅石区の校区が変わります

町内小中学校の児童生徒数は毎年増加傾向にあります。この10年を見ましても、特に須恵第二小学校の児童増加数は顕著であり、喫緊の課題として教室不足の問題が挙げられます。

この問題を解消するにあたり、平成28年度から旅石区ならびに旅石育成会と、校区再編に向けての協議を重ねて参りました。今年度は説明会を4回開催し、保護者からの貴重なご意見をいただき、さらに協議を重ねまして、旅石区の校区再編が決定しました。

2020年4月より、旅石区の校区は、
小学校は須恵第三小学校、中学校は須恵中学校となります。

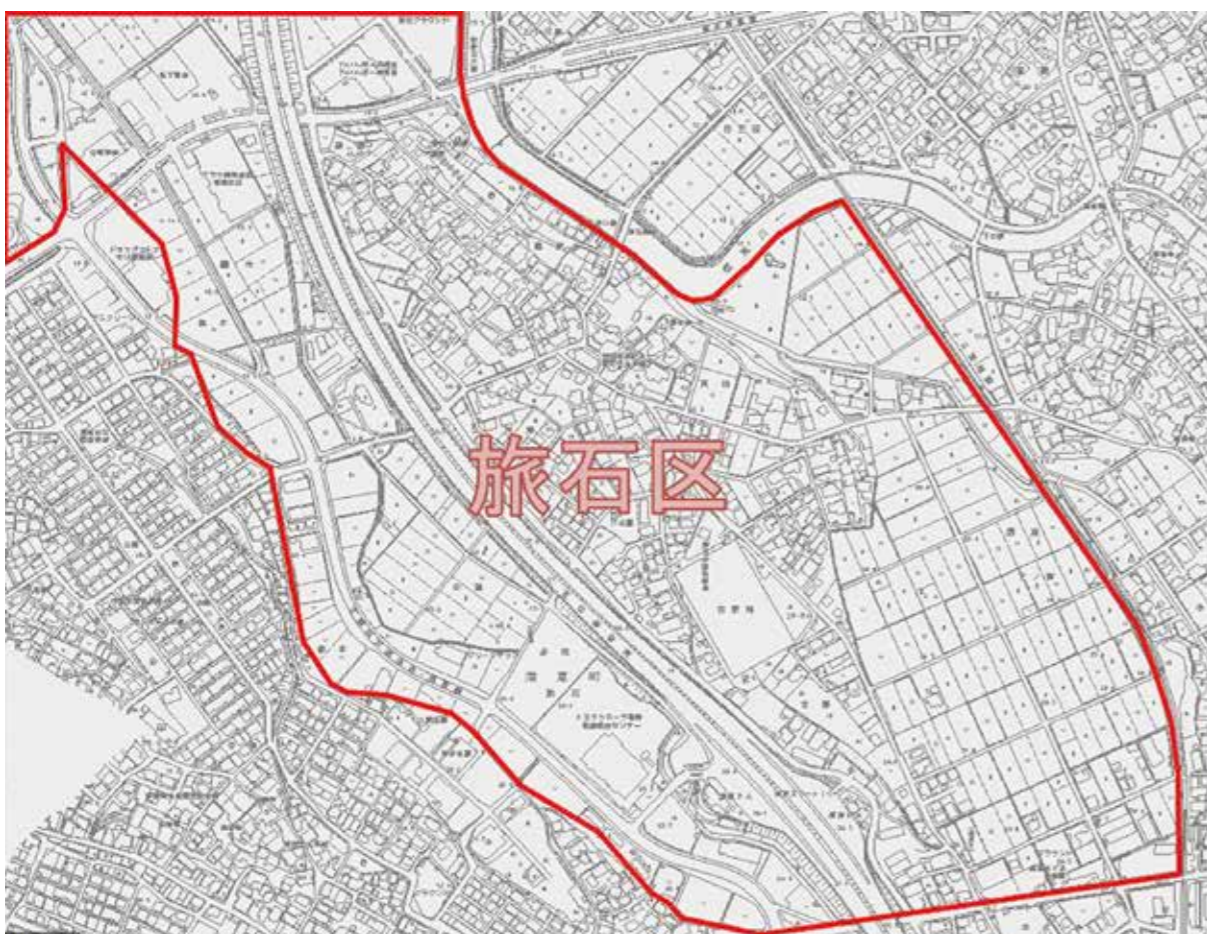
ただし、2020年度～2025年度は、6年間の緩和措置の期間を設けます。

この緩和期間においては、本人および兄弟児が既に須恵第二小学校に就学し在学している場合に限り、須恵第二小学校を選択することができます。また須恵第二小学校卒業生は、須恵東中学校を選択できます。

しかし、2020年度以降に新一年生(第一子)になる児童と新たに旅石区に転入した児童の場合は、小学校は須恵第三小学校、中学校は須恵中学校となります。(須恵第二小学校・須恵東中学校の選択はできません。)

また、平成31年度より移行開始前の更なる緩和措置期間を設けまして、平成31年4月から須恵第三小学校・須恵中学校を選択できることとしました。

ただし、須恵第三小学校・須恵中学校を選択の場合は保護者の申し出により指定校変更申請が必要になります。校区再編につきまして不明な点がございましたら、子ども教育課学校教育係までお問い合わせください。



☎ 子ども教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線245)

☎…問い合わせ先

税の申告は忘れずに

確定申告

税務署などで確定申告書の記載方法などの相談を受け付けています。不明なことがありましたら、申告に必要な書類を準備し相談してください。

▶確定申告が必要な人

- 2か所以上の支払者から、給与などを受けている人
 - 年の途中で退職し、年末調整が終わっていない人
 - その他の収入(個人年金、一時所得など)の合計所得が20万円を超える人 など
- ※公的年金などの収入金額が400万円以下で、その他の所得金額が20万円以下の場合には、確定申告する必要はありませんが、所得税還付を受けるための申告書を提出することができます。
また、上記の場合で確定申告されない場合でも、**町県民税申告は必要**です。

確定申告相談会場(香椎税務署)

- ▶期間 2月18日(月)～3月15日(金)
土日を除く(ただし、2月24日、3月3日の日曜に限り確定申告会場を開設します)
 - ▶時間 9時～16時
- ※税務署敷地内に申告相談会場を設置しているため、税務署駐車場が利用できません。
※申告相談の受付は、原則として16時までとしていますが、受付終了間際は大変混雑する場合がありますので、お早めにご来場ください。

☎ 香椎税務署 ☎ 661-1031

確定申告相談特設会場(各町役場)

各町役場特設会場にて相談を受け付けます。申告の種類により日程が異なりますのでご注意ください。また、混雑した場合、受付を制限する場合がありますのでご了承ください。

【年金、給与合算などの簡易申告する人】

- ▶期間と場所 2月18日(月)～2月28日(木) 土日を除く 須恵町役場1階 保健センター
3月1日(金)～3月15日(金) 土日を除く 須恵町役場3階 大会議室
- ▶受付時間 9時～11時、13時～15時

【営業、不動産、農業など収支内訳書を添付して申告する人、株譲渡所得のある人】

- ▶期間と場所 2月20日(水)、21日(木) 須恵町役場1階 保健センター
2月21日(木)、22日(金) 志免町役場
2月28日(木)、3月1日(金) 宇美町役場

※上記の日程以外は、各町役場で相談の受け付けはできません。また、不動産などの譲渡所得や贈与税の相談は、各町役場ではできませんので香椎税務署で相談、申告をしてください。
※須恵町役場会場では、当日分の整理券を8時よりお渡しします。

町県民税申告

所得税が課税されない人でも、収入がある場合は、町県民税申告が必要です。

- ▶対象者 平成31年1月1日現在で、須恵町に住んでいる人
- ※国民健康保険に加入されている人、所得(非課税)証明書が必要な人は、収入がない場合でも申告してください。
※給与以外の所得がなく勤務先から1月末までに「給与支払報告書」が提出されている人や確定申告をする人は、町県民税申告の必要はありません。
- ▶期間 2月1日(金)～3月15日(金) 土日祝日を除く
 - ▶場所 須恵町役場1階 税務課
- ☎ 税務課 ☎ 932-1495(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線131、135、139)

償却資産の申告

平成31年1月1日現在、個人や法人で事業を営んでいる人や、駐車場・アパートなどを貸し付けていて、償却資産をお持ちの人は申告が必要です。

- 申告期限は1月31日(木)まででした。まだ申告がお済みでない人は、速やかに申告をお願いします。
- 償却資産申告書が届いていない場合や、新たに送付が必要な場合は、税務課 賦課係固定資産税担当までご連絡ください。
- ☎ 税務課 ☎ 932-1495(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線136、140)

☎…問い合わせ先